労働契約法20条に関する 令和2年の最高裁5判決

弁護士 谷山 智光

第1 はじめに

令和2年10月13日、最高裁第三小法廷は、大阪医科薬科大学事件判決(労判1229号77頁)、メトロコマース事件判決(労判1229号90頁)を言い渡した。その2日後の15日、最高裁第一小法廷は、日本郵便(東京)事件判決(労判1229号58頁)、日本郵便(大阪)事件判決(労判1229号67頁)、日本郵便(佐賀)事件判決(労判1229号5頁)を言い渡した。

いずれも有期労働契約を締結していた原告が、無期 労働契約を締結している正社員との間の労働条件の相 違が不合理であるとして提訴したものであり、労働契 約法(平成30年法律第71号による改正前のもの。本稿 でいう「労働契約法」はこれを指す。)20条が問題となっ た。なお、同条は削除され、短時間労働者及び有期雇 用労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条に統合 されている。上記5判決は、同法律8条の下においても 参考になる。

各事件で争われた労働条件は多岐にわたるが、最高 裁で判断の対象となった労働条件とそれに対する判断 を紹介する。

第2 大阪医科薬科大学事件

1 判断の対象となった労働条件

教室事務員である正職員には、賞与(通年で基本 給4.6月分が一応の基準。)や私傷病欠勤中の賃金(私 傷病で欠勤した場合、6か月間は給料月額の全額が 支払われ、同経過後は休職が命ぜられた上で休職給 として標準給与の2割が支払われる。)が支給される のに対して、アルバイト職員には支給されなかった。

この点、原審(大阪高判平成31年2月15日労判1199号5頁)は、賞与については支給基準の60%を下回る部分の相違は不合理とし、私傷病欠勤中の賃金については給料1か月分及び休職給2か月分を下回る部分の相違は不合理としていた。

2 判断

(1) 本件における賞与の性質(労務の対価の後払い や一律の功労報償、将来の労働意欲の向上等の趣 旨を含むもの)やこれを支給する目的(正職員とし ての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなど)を踏まえて、教室事務員である正職員と アルバイト職員の職務の内容等(教室事務員である正職員は、アルバイト職員と異なり、学内の英文学術誌の編集事務等、病理解剖に関する遺族等への対応や部門間の連携を要する業務又は毒劇物等の試薬の管理業務等にも従事する必要があり、人事異動を命ぜられる可能性もあった。なお、アルバイト職員については、契約職員及び正職員へ段階的に職種を変更するための試験による登用制度が設けられていた。)を考慮すれば、教室事務員である正職員とアルバイト職員との間に賞与に係る労働条件の相違があることは、不合理であるとまで評価することができるものとはいえないとした。

(2) また、本件における私傷病による欠勤中の賃金については、雇用を維持し確保することを前提とした制度であるとして、正職員とアルバイト職員の職務の内容等に係る事情に加えて、アルバイト職員は、契約期間を1年以内とし、更新される場合はあるものの、長期雇用を前提とした勤務を予定しているものとはいい難いことにも照らせば、上記制度の趣旨が直ちに妥当するものとはいえないとして、教室事務員である正職員とアルバイト職員との間に私傷病による欠勤中の賃金に係る労働条件の相違があることは、不合理であると評価することができるものとはいえないとした。

第3 メトロコマース事件

1 判断の対象となった労働条件

売店業務に従事する正社員には退職金が支給されるのに対し、契約社員Bには支給されなかった。

この点、原審(東京高判平成31年2月20日労判1198 号5頁)は、少なくとも長年の勤務に対する功労報償 の性格を有する部分に係る退職金、具体的には正社 員と同一の基準に基づいて算定した額の4分の1に相 当する額すら一切支給しないことは不合理であると していた。

2 判断

本件における退職金が有する複合的な性質(職務遂行能力や責任の程度等を踏まえた労務の対価の後払いや継続的な勤務等に対する功労報償等)やこれを支給する目的(正社員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなど)を踏まえて、売店業務に従事する正社員と契約社員Bの職務の内容等(正社員は、販売員が固定されている売店におい

て休暇や欠勤で不在の販売員に代わって早番や遅番 の業務を行う代務業務を担当していたほか、複数の 売店を統括し、売上向上のための指導、改善業務等 の売店業務のサポートやトラブル処理、商品補充に 関する業務等を行うエリアマネージャー業務に従事 することがあり、業務の必要により配置転換等を命 ぜられる現実の可能性もあった。なお、契約社員A 及び正社員へ段階的に職種を変更するための開かれ た試験による登用制度が設けられていた。)を考慮す れば、契約社員Bの有期労働契約が原則として更新 するものとされ、定年が65歳と定められるなど、必 ずしも短期雇用を前提としていたものとはいえず、 第1審原告らがいずれも10年前後の勤続期間を有し ていることをしんしゃくしても、両者の間に退職金 の支給の有無に係る労働条件の相違があることは、 不合理であるとまで評価することができるものとは いえないとした。

なお、原審の判断を是認する反対意見(宇賀克也 裁判官)がある。

第4 日本郵便(東京)事件

1 判断の対象となった労働条件

郵便の業務を担当する正社員には、年末年始勤務 手当(12月29日から同月31日までは1日につき4000 円、1月1日から同月3日までは1日につき5000円であ るが、実際に勤務した時間が4時間以下の場合は、 それぞれその半額。)が支給され、病気休暇(私傷病等により、勤務日又は正規の勤務時間中に勤務しない者に与えられる有給休暇であり、私傷病による病気休暇は少なくとも引き続き90日間まで与えられる。)が与えられていたのに対し、同業務を担当する時給制契約社員には年末年始勤務手当は支給されず、私傷病による病気休暇は1年に10日の範囲で無給の休暇が与えられるのみであった。

2 判断

(1) 年末年始勤務手当について、郵便の業務についての最繁忙期であり、多くの労働者が休日として過ごしている期間において、同業務に従事したことに対し、その勤務の特殊性から基本給に加えて支給される対価としての性質を有するものであるといえる。また、年末年始勤務手当は、正社員が従事した業務の内容やその難度等に関わらず、所定の期間において実際に勤務したこと自体を支給要件とするものであり、その支給金額も、実際に勤務した時期と時間に応じて一律である。上記の

- ような年末年始勤務手当の性質や支給要件及び支給金額に照らせば、これを支給することとした趣旨は、郵便の業務を担当する時給制契約社員にも妥当するものである。そうすると、郵便の業務を担当する正社員と上記時給制契約社員との間に労働契約法20条所定の職務の内容や当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情につき相応の相違があること等を考慮しても、両者の間に年末年始勤務手当に係る労働条件の相違があることは、不合理であると評価することができるものといえるとした。
- (2) 病気休暇について、正社員が長期にわたり継続 して勤務することが期待されることから、その生 活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを 通じて、その継続的な雇用を確保するという目的 によるものと考えられる。このように、継続的な 勤務が見込まれる労働者に私傷病による有給の病 気休暇を与えるものとすることは、使用者の経営 判断として尊重し得るものと解される。もっと も、上記目的に照らせば、郵便の業務を担当する 時給制契約社員についても、相応に継続的な勤務 が見込まれるのであれば、私傷病による有給の病 気休暇を与えることとした趣旨は妥当するという べきである。そして、第1審被告においては、上 記時給制契約社員は、契約期間が6か月以内とさ れており、第1審原告らのように有期労働契約の 更新を繰り返して勤務する者が存するなど、相応 に継続的な勤務が見込まれているといえる。そう すると、上記正社員と上記時給制契約社員との間 に労働契約法20条所定の職務の内容や当該職務の 内容及び配置の変更の範囲その他の事情につき相 応の相違があること等を考慮しても、私傷病によ る病気休暇の日数につき相違を設けることはとも かく、これを有給とするか無給とするかにつき労 働条件の相違があることは、不合理であると評価 することができるものといえるとした。

第5 日本郵便(大阪)事件

1 判断の対象となった労働条件

郵便の業務を担当する正社員には、扶養手当(扶養親族1人につき月額1500円~1万5800円)、年末年始勤務手当、祝日給(祝日において割り振られた正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて勤務したとき及び祝日を除く1月1日から同月3日までの年始期間に勤務したときに支給されるもの)が支給さ

れるが、同業務を担当する時給制契約社員には扶養 手当、年末年始勤務手当は支給されず、祝日給に対 応する祝日割増賃金も年始期間に勤務したときには 支給されなかった。

2 判断

- (1) 年末年始勤務手当については、日本郵便(東京) 事件判決と同じ。
- (2) 年始期間の勤務に対する祝日給は、特別休暇が 与えられることとされているにもかかわらず最繁 忙期であるために年始期間に勤務したことについ て、その代償として、通常の勤務に対する賃金に 所定の割増しをしたものを支給することとされた ものと解され、郵便の業務を担当する正社員と本 件契約社員との間の祝日給及びこれに対応する祝 日割増賃金に係る上記の労働条件の相違は、上記 特別休暇に係る労働条件の相違を反映したものと 考えられる。

しかしながら、本件契約社員は、契約期間が6 か月以内又は1年以内とされており、第1審原告ら のように有期労働契約の更新を繰り返して勤務す る者も存するなど、繁忙期に限定された短期間の 勤務ではなく、業務の繁閑に関わらない勤務が見 込まれている。そうすると、最繁忙期における労 働力の確保の観点から、本件契約社員に対して上 記特別休暇を付与しないこと自体には理由がある ということはできるものの、年始期間における勤 務の代償として祝日給を支給する趣旨は、本件契 約社員にも妥当するというべきである。そうする と、郵便の業務を担当する正社員と本件契約社員 との間に労働契約法20条所定の職務の内容や当該 職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情に つき相応の相違があること等を考慮しても、上記 祝日給を正社員に支給する一方で本件契約社員に はこれに対応する祝日割増賃金を支給しないとい う労働条件の相違があることは、不合理であると 評価することができるものといえるとした。

(3) 扶養手当について、上記正社員が長期にわたり 継続して勤務することが期待されることから、その生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者 の生活設計等を容易にさせることを通じて、その 継続的な雇用を確保するという目的によるものと 考えられる。このように、継続的な勤務が見込ま れる労働者に扶養手当を支給するものとすること は、使用者の経営判断として尊重し得るものと解される。もっとも、上記目的に照らせば、本件契

約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応 に継続的な勤務が見込まれるのであれば、扶養手 当を支給することとした趣旨は妥当するというべ きである。そして、第1審被告においては、本件 契約社員は、契約期間が6か月以内又は1年以内と されており、第1審原告らのように有期労働契約 の更新を繰り返して勤務する者が存するなど、相 応に継続的な勤務が見込まれているといえる。そ うすると、上記正社員と本件契約社員との間に労 働契約法20条所定の職務の内容や当該職務の内容 及び配置の変更の範囲その他の事情につき相応の 相違があること等を考慮しても、両者の間に扶養 手当に係る労働条件の相違があることは、不合理 であると評価することができるものというべきで あるとした。

第6 日本郵便(佐賀)事件

1 判断の対象となった労働条件

郵便の業務を担当する正社員には、夏期冬期休暇 (夏期及び冬期に、それぞれ3日まで与えられる有給 休暇)が与えられるのに対し、郵便の業務を担当す る時給制契約社員には夏期冬期休暇が与えられてい なかった。

2 判断

夏期冬期休暇が与えられているのは、年次有給休 暇や病気休暇等とは別に、労働から離れる機会を与 えることにより、心身の回復を図るという目的によ るものであると解され、夏期冬期休暇の取得の可否 や取得し得る日数は正社員の勤続期間の長さに応じ て定まるものとはされていない。そして、郵便の業 務を担当する時給制契約社員は、契約期間が6か月 以内とされるなど、繁忙期に限定された短期間の勤 務ではなく、業務の繁閑に関わらない勤務が見込ま れているのであって、夏期冬期休暇を与える趣旨 は、時給制契約社員にも妥当するというべきであ る。そうすると、郵便の業務を担当する正社員と同 業務を担当する時給制契約社員との間に職務の内容 や当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事 情につき相応の相違があること等を考慮しても、両 者の間に夏期冬期休暇に係る労働条件の相違がある ことは、不合理であると評価することができるもの といえるとした。

第7 考察

上記5判決は、具体的な事実関係の下において、各

労働条件の相違が不合理であるかどうかを判断している。決して賞与や退職金の相違は不合理でなく、扶養手当の相違は不合理であると単純に決まるものではない。大阪医科薬科大学事件判決やメトロコマース事件判決も、賞与や退職金について不合理と認められるものに当たる場合もあり得ると明示している。

他方で、いずれの事件も職務の内容や当該職務の内 容及び配置の変更の範囲に相違があったにもかかわら ず、賞与や退職金の相違は不合理でないとされ、各種 手当の相違は不合理とされたのは、前者の支給要件や 支給内容が一律でないこと、基本給と連動しているこ となどが影響していると思われる。この点、メトロコ マース事件の判決の補足意見において、退職金は、そ の支給の有無や支給方法等につき、労使交渉等を踏ま えて、賃金体系全体を見据えた制度設計がされるのが 通例であると考えられるところ、退職金制度を持続的 に運用していくためには、その原資を長期間にわたっ て積み立てるなどして用意する必要があるから、退職 金制度の在り方は、社会経済情勢や使用者の経営状況 の動向等にも左右されるものといえる。そうすると、 退職金制度の構築に関し、これら諸般の事情を踏まえ て行われる使用者の裁量判断を尊重する余地は、比較 的大きいものと解されようとしているのも参考になる。